

介護保険・後期高齢者医療送付先（登録・修正・削除）届出書

次のとおり、介護保険及び後期高齢者医療に関する送付先を届出ます。

袖ヶ浦市長 様

千葉県後期高齢者医療広域連合長 様

届出年月日	年 月 日
-------	-------

フリガナ										
届出人氏名										
届出人住所	〒									
電話番号				被保険者との 続柄						

※住所は - (ハイフン) ではなく、▲番▲号 ◆番地◆ までご記入ください。

●被保険者

介護保険 被保険者番号												
後期高齢者医療 被保険者番号												
フリガナ				生年月日	M	T	S					
氏名												
住所	〒											

(番号を○で囲んでください)

送付先変更を 必要とする書類	1 介護保険関係書類	2 後期高齢者医療関係書類
-------------------	------------	---------------

●送付先

フリガナ										
氏名（宛名） <input type="checkbox"/> 届出人と同じ	被保険者との 続柄（ ）									
住所 <input type="checkbox"/> 届出人と同じ	〒									
電話番号 <input type="checkbox"/> 届出人と同じ	()									

●送付先を変更する理由（番号を○で囲んでください）

- 1 被保険者本人が、上記送付先に滞在しているため。
- 2 被保険者本人が、書類の管理を行えないため。
- 3 その他（なるべく具体的に記入してください）

●本人の意向（番号を○で囲んでください）

- | | | |
|----------------|---|---------------|
| 1 送付先設定について了承済 | ・ | 2 意思確認することが困難 |
|----------------|---|---------------|

※裏面もご確認ください。

届出人の本人確認書類・代理権の確認書類が必要となります

届出人	本人確認書類	代理権の確認書類
本人	・届出人の運転免許証、健康保険証、マイナンバーカードなど（いずれか1点）	不要
親族		・委任状（原本）、被保険者本人の介護保険被保険者証、後期高齢者医療被保険者証（いずれか1点）
後見人等	・届出人の運転免許証、健康保険証、マイナンバーカードなど（いずれか1点） ・登記事項証明書	不要
※弁護士やNPO法人職員等が後見人等であり、事務所宛に送付先を設定する場合は、上記に加えて、当該事務所（法人）で勤務していることがわかる職員証等の提示又は写しの提出をお願いします。		
郵送届出の場合は、本人確認書類及び代理権の確認書類の写しを添付してください。		

●その他注意事項

①	送付先の修正や削除には、必ず届出が必要となります。本人や書類の送付を受ける方が転居等をした場合でも、送付先の設定はそのままとなりますのでご注意ください。
②	入所施設に対して送付先を設定する場合、送付先の設定より前に、住民票の異動（入所施設への転居等）をご検討ください。
③	住民票の異動（転居等）の手続きを行うかどうかは、生活実態をもとにご家族で判断され、必要に応じて市民課にご相談ください。
④	送付先は確実に郵便物等を受け取れる住所へ設定をお願いします。 また、入所施設に対して設定をしようとする場合、事前に施設の了承を得てください。
⑤	書類ごとに送付先を設定することはできません。 介護保険関係書類・後期高齢者医療関係書類は全て設定された送付先に送られます。
⑥	この届出書をもって、税金などの書類の送付先を設定することはできません。 設定の希望がある場合は、各担当課にご連絡ください。 ・市県民税、軽自動車税 課税課市民税班 0438-62-2519 ・固定資産税 課税課資産税課税班 0438-62-2544 ・国民健康保険税 保険年金課後期・賦課徴収班 0438-62-3092
⑦	書類を管理する方（宛名）の変更をする場合、事前に従来の送付先宛名の方の同意を得てください。 なお、必要に応じて、従来の送付先宛名の方に市から確認を行います。

【市記入欄】

添付書類（本人確認書類）

運転免許証 健康保険証 マイナンバーカード
登記事項証明書 その他（ ）

基本コード（宛名番号）

--

決裁	課長	班 長	班 員	介護	後期
				□受付	□受付